

2020年10月21日

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

**コーポレートアクションの際の提出書類等の見直しおよび
「適時開示ガイドブック」の改訂について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、債務超過に関する上場廃止基準等の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年11月1日から施行します（詳細につきましては、2020年10月21日付上場会社代表者宛通知（名証自規第471号）をご覧ください。）。

今般の規則改正に伴い、上場会社の皆様の負担軽減を目的として、一定のコーポレートアクションに応じて提出が必要な書類の一部について、下記のとおり見直しを行うとともに、別紙のとおり「適時開示ガイドブック」を改訂いたしますので、ご通知申し上げます。

各位におかれましては、貴社内のご関係先に宜しくご周知賜りますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

新株式を発行する場合及び株式分割、株式併合、商号変更、自己株式の消却等を行う場合には、適時開示又は取締役会決議通知書の提出をもって、その上場及び変更等を申請したものとみなすものとし、これまでご提出いただいていた「有価証券上場申請書」及び「有価証券変更上場申請書」のご提出を不要とします。また、以下の提出書類を廃止します。詳細は、別紙「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋）の「第9章 名証への提出書類【内国株式関係の提出書類一覧表】」をご覧ください。

区分	提出書類
定時株主総会関係	決算取締役会決議通知書
臨時株主総会関係	臨時株主総会招集・議案決定に係る 取締役会決議通知書
新株式発行等	有価証券届出効力発生通知書の写し (訂正効力発生通知書の写しを含む)
第三者割当増資、業務提携、合併等	概要書（注）

（注）概要書のご提出は不要となりますが、引き続き、実質的存続性に係る審査は実施いたします。当該審査の対象となる可能性がある場合には、事前に、当取引所の上場管理担当にご相談ください。

詳細は、別紙「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋）の「第8章 上場会社に対する自主規制の概要」をご覧ください。

以 上

【添付資料】

○別紙 「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋）

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp